

## 千葉県職員倫理規則の運用について

平成31年3月28日

千葉県職員倫理規則（平成31年千葉県規則第10号。以下「規則」という。）の運用については、次のとおり取り扱うこととする。

### 1 任命権者が定める管理職員等（規則第2条各号列記以外）

任命権者が定める管理職員等とは、規則第2条各号に掲げるもののほか、職員の職の設置に関する規則（昭和32年千葉県規則第57号）第4条及び第5条に規定する職務が「上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する」職にある職員を指す。具体的には、出先機関の「係長」「室長」「グループリーダー」がこれに該当する。

管理職員等		
職員倫理条例（2条2項）	職員倫理規則（2条）	知事が定める別の定め
1 教育長・公営企業管理者	1 班長	(出先機関の)
2 管理職員	2 出先機関の課長	1 係長
3 特定任期付職員	3 支所長	2 室長
任期付研究員	4 知事が別に定める者	3 グループリーダー
4 規則で定める者		

### 2 利害関係から除く者（規則第5条第1項ただし書）

条例の趣旨に鑑みると、安易な除外は適当ではなく、およそ県民や事業者の全てが対象となってしまう場合など県民の疑惑や不信を招かないことが必要であり、具体的には、次に掲げる者を利害関係者から除く。

(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）において質問検査の対象となる事業者等及び特定個人のうち、次のいずれかに該当する以外の者

ア 質問検査を受けている者

イ 質問検査を受けることが明らかである者

ウ 質問検査を受けたが、いまだ当該納税義務者等に対する処分や指導等が終了して

いない者

(2) 地方税法における納税義務者等の代理人等として利害関係者となる税理士等のうち、税理士法(昭和26年法律第237号)第30条又は同法第33条の2の規定による書面の提出、同法第33条の規定による申告書等への署名押印又は質問検査の際の立会い等で代理人等であることが明らかな者以外の者

3 利害関係者(事業の発達・改善・調整の事務として知事が別に定める事務の相手方となる営利事業者)(規則第5条第1項第6号)

職員との接触態様によっては県民の疑惑や不信を招くこととなるおそれのある者として、次に掲げる事務に係る事業を営む営利事業者を6号の対象とする。

(1) バス運行対策費補助に係る事務

(利害関係者)

バス運行対策費補助に係る事務を行っている交通計画課の職員との関係において、千葉県内に路線を有する一般乗合旅客自動車運送事業者(道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般乗合旅客自動車運送事業者をいう。以下同じ。)を利害関係者とする。

(2) ノンステップバス等整備事業補助に係る事務

(利害関係者)

ノンステップバス等整備事業補助に係る事務を行っている交通計画課の職員との関係において、千葉県内に営業所を有する一般乗合旅客自動車運送事業者を利害関係者とする。

(3) 福祉タクシー導入促進事業に係る事務

(利害関係者)

福祉タクシー導入促進事業に係る事務を行っている健康福祉指導課の職員との関係において、千葉県内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者(道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業者をいう。)を利害関係者とする。

4 任命権者を異にして異動する場合の利害関係者の取扱い(規則第5条第3項)

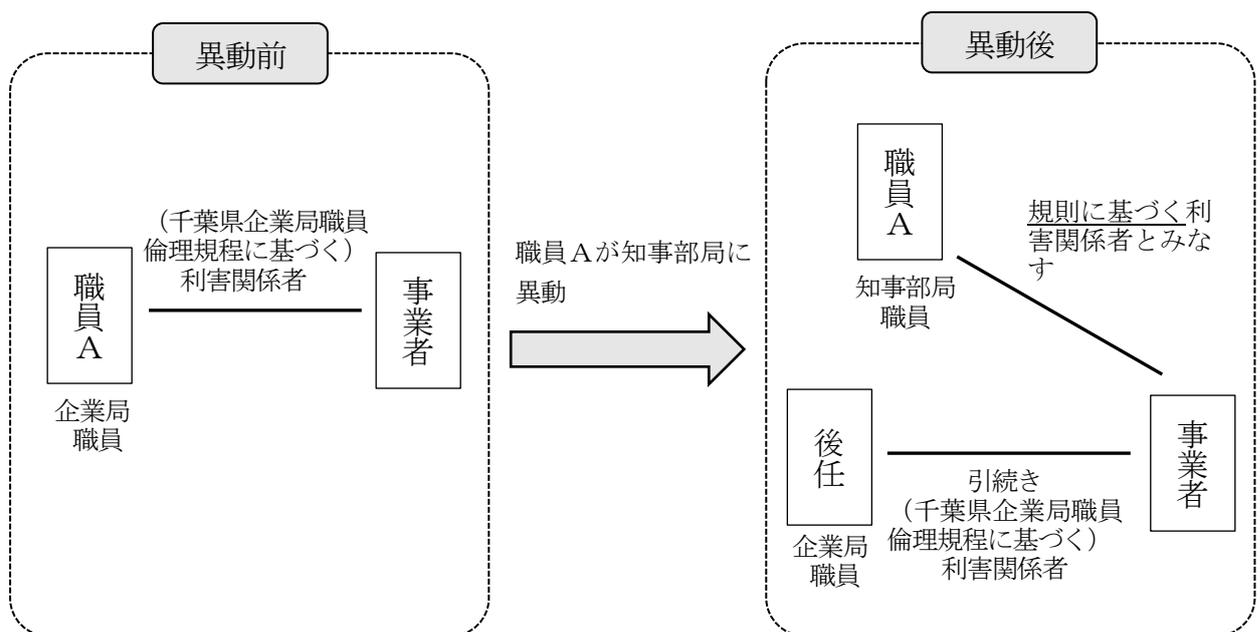
千葉県職員倫理条例(平成30年千葉県条例第59号。以下「条例」という。)第5条

第3項の規定により知事以外の任命権者が定める規程（以下「他任命の規程」という。）においては、規則第5条第2項と同様の規定が設けられる。すなわち、

職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなされる。

この他任命の規程に基づき「利害関係者とみなされる期間」中に、「知事以外の任命権者の職員」が知事部局、労働委員会事務局又は収用委員会事務局の職員となった場合、他任命の規程に基づき利害関係者とみなされる者については、当該期間中に限り、規則第5条第1項の利害関係者でもあるものとみなす。

（例えば、企業局の職員が知事部局の職員となった場合については、次の図解のような取扱いとなる。）



#### 5 他任命権者の規程に反する行為についての倫理保持阻害行為（規則第9条第1項）

規則第9条第1項に規定する「これに相当するものとして知事が別に定める財産上の利益」とは、他任命の規程に違反する行為によって得た財産上の利益のことを指す。したがって、知事以外の任命権者の職員が違反行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、知事部局、労働委員会事務局又は収用委員会事務局の職員がこれを受け

取った場合、当該職員は本項に違反することとなる。

6 倫理監督者（規則第17条）

倫理監督者は、総務部長とする。

附 則

この運用に係る定めは、平成31年4月1日から施行する。